

(別紙) 以下において、SDSとは「安全データシート」を指す

1．安全衛生管理体制の確立

- (1) 総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等の労働安全衛生法に基づく管理者等の選任と職務遂行
- (2) 衛生委員会の設置・運営
- (3) 雇入れ時、作業内容変更時の教育の実施
- (4) 定期健康診断の実施
- (5) SDSの内容の労働者への周知
- (6) (化学物質の譲渡又は提供を行う事業場の場合) 化学物質のラベル表示及びSDSの交付の実施
- (7) 有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務については、2時間未満の時間外労働

2．有機溶剤対策

- (1) 局所排気装置等の設置
- (2) 有機溶剤作業主任者の選任、職務遂行及び氏名・職務の周知
- (3) 局所排気装置等の定期自主検査の実施
- (4) 有機溶剤の人体に及ぼす作用等の掲示、有機溶剤等の区分の表示
- (5) タンク(貯槽類、処理槽類、塔類、その他サイロ等を含む)内作業時の措置の徹底
- (6) 作業環境測定の実施及び記録の3年保存
- (7) 作業環境測定結果の評価に基づく措置の実施
- (8) 有機溶剤業務健康診断の実施及び記録の5年保存と医師からの意見聴取の実施
- (9) 有機溶剤業務健康診断結果の報告
- (10) 呼吸用保護具の使用

3．特定化学物質対策

- (1) 第1類物質、第2類物質に係る設備(密閉装置、局所排気装置等)の設置
- (2) 用後処理装置(除塵装置、排ガス処理装置、廃液処理装置等)の設置
- (3) 特定化学設備における作業規程の整備
- (4) 特定化学物質作業主任者の選任、職務遂行及び氏名・職務の周知
- (5) 局所排気装置等の定期自主検査の実施
- (6) 作業環境測定の実施及び記録の3年保存(特別管理物質にあっては30年保存)
- (7) 作業環境測定結果の評価に基づく措置の実施

- (8) 休憩室の設置
- (9) 洗浄設備の設置
- (10) 特別管理物質の名称等の掲示
- (11) 特別管理物質の作業記録の 30 年保存
- (12) 特定化学物質業務健康診断の実施及び記録の 5 年保存 (特別管理物質
にあつては 30 年保存) と医師からの意見聴取の実施
- (13) 特定化学物質業務健康診断結果の報告
- (14) 呼吸用保護具・保護衣等の備え付け

4 . がん原性指針物質対策

- (1) 労働者のばく露低減を図るための使用条件の変更や作業工程の改善
- (2) 労働者のばく露低減を図るための作業方法の改善や保護具の着用
- (3) 設備・装置等の操作・調整・点検、異常事態発生時における応急措置、
保護具の使用に係る基準の策定及び基準に基づく作業の実施
- (4) 作業環境測定の実施及び結果の 30 年保存
- (5) 労働者に対する労働衛生教育の実施
- (6) 1 月を超えない期間ごとの作業記録の作成及び作業記録の 30 年保存
- (7) 化学物質の表示及び S D S の交付と労働者への周知徹底

5 . S D S 対象物質対策

- (1) 事業場内で使用する化学物質の S D S の確実な入手
- (2) 代替物の使用、作業方法又は機械等の改善等による有害原因の除去のため
の措置の実施
- (3) 密閉設備、局所排気装置、全体換気装置の設置等によるガス、蒸気又は
粉じん等の発散の抑制措置の実施
- (4) 有害物を取り扱う場所に対する立入禁止の措置と表示の実施
- (5) 呼吸用保護具・保護衣等の適切な備え付け (同時に就業する労働者の人
数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持)
- (6) 化学物質を入れた容器等に対する事業場内表示、S D S の事業場内掲示
等の実施
- (7) 適切なリスクアセスメントの実施の徹底